

総合評価方式の手引き

令和8年9月

新潟市 都市政策部

技術管理課

令和 8 年 9 月改正の主な変更点

ＩＣＴ活用工事の取組み・実績

- ・対象案件は設計書にＩＣＴ活用工事に関する特記仕様書の添付されている工事とした。
- ・実績の対象期間は、しゅん工年度が現年度（公告日前日まで）及び過去 5 ヶ年度とした。

目次

○総合評価方式の手引き全般	1
○工事の施工能力	
・企業的能力	
簡易な施工計画	3
工事成績（平均点）	4
同種・類似工事の施工実績	5
優良工事表彰等	7
総合評価方式受注回数	8
・配置予定技術者の能力	
配置予定技術者	9
国家資格	10
同種工事の工事成績	12
同種・類似工事の施工実績	13
○地域・社会貢献度	
Made in 新潟等新技術の活用	15
災害時活動協力・活動実績	16
除雪委託契約	17
地域内拠点	18
新潟市消防団協力事業所	18
ボランティア活動	19
市内企業の活用	20
○持続可能な建設業への取組み	
ＩＣＴ活用工事の取組み・実績（対象：土工、舗装工事）	21
ワークライフバランスの推進	22
技術の継承（50歳未満の技術者の配置）	23
○標準的な実施スケジュール	24
○電子申請（システム）について	25

総合評価方式の手引き全般

1【電子申請】

自己評価表及び簡易な施工計画は、電子申請システムで提出してください。

不慮の障害や機器の故障で電子申請システムが使用できない場合に限り、「総合評価方式における電子申請システム障害時等の取り扱いについて」のとおり、紙の申請が可能です。

2【「自己評価表」等ファイル名について】

電子申請する際のファイル名は、公告時ファイル名の前に入札公告の(案件番号)と入札参加者の(業者番号(コード))を次のように加筆してください。

«申請» (案件番号)_(業者番号)_(公告時ファイル名)

注：ファイル名には、半角英数字しか使えません。

「_」は、半角アンダーバーを表しています。

(案件番号) (業者番号) (公告時ファイル名)

例：2023100001_0000012345_yousiki1-実(D)

←←←←加筆箇所→→→

3【提出した「自己評価表」等を修正したい場合】

一度提出した「自己評価表」又は「簡易な施工計画書(補完図面等を含む)」を修正したい場合、提出期限内であれば何度でも再提出可能です。技術評価対象は、一番最後に提出されたものとします。

4【落札候補者となった場合】

落札候補者とする宣言又は通知の際に、契約担当課から個別説明書に記載する技術資料の提出要請があります。

当該落札候補者は、上記宣言又は通知日の翌日（休日、祝日などの閉庁日のときは、次の開庁日）の開庁時間内に、提出資料を本庁契約課発注案件は技術管理課へ持参、区役所発注案件は区役所契約担当課へ持参してください。事前の準備をお願いします。

5【技術資料の審査に関して】

- (1) 「自己評価表」の評価項目「総合評価方式受注回数」を審査する際、提出時と開札時の時差の関係で受注回数が整合しない場合などは、市で当該評価点を修正します。
- (2) 技術資料で施工実績の規模等が判断できない、配置予定技術者の兼任可能の判断ができない、技術資料に不備がある、又は技術資料に疑義が生じた場合、提出書類のほかに資料の追加提出を求めることがあります。
- (3) (2)の追加提出がない若しくは速やかな提出がない場合、又は技術資料の記載内容によって、自己評価による技術評価点を市で修正します。
- (4) (3)の結果、総合評価点の変動したことにより落札候補者でなくなることがあります。

6【入札の失格】

次の場合は、当該入札を失格とします。

- ① 提出期限内に資料の提出がない。（辞退届を提出していない場合）
- ② 「自己評価表」に配置予定技術者の氏名が未記入、「簡易な施工計画書」が白紙であるなど技術資料に不備がある。
- ③ 配置予定技術者として加点された能力(合計点)と同等の技術者を配置できない場合。
(受注者回数に加えられます。)

7【技術資料に虚偽があった場合】

技術資料の記載内容に虚偽があった場合は、指名停止となることがあります。注意してください。

簡易な施工計画

- 簡易型には「簡易な施工計画」の提出が必須となります。
- 提示された各課題から4つまで「提案事項」と「期待される効果」を記入してください。
- 「課題対策の着眼点」には「提案事項」および「期待される効果」の補足等を記入してください。

【評価のポイント】

①解決策の具体性と効果

施工上の課題に対して想定する着眼点及びその他の着眼点ごとに、提案された解決策について、具体性があり優れた効果があるか。

②的確性

施工上の課題について現場をよく調査し、工事内容や現場の技術又は環境条件を的確に理解した上で、解決策を提案しているか。

③説得性

説明が適切で良く整理され、特に分かりやすいか。

④独自技術・発想転換

特許や実用新案などの独占的技術を使ったり、発想の転換、飛躍的なアイデア及び異業種技術等の応用などによって大きな効果を期待できる工夫があるか。

⑤非類似性・経済的な工夫

教科書的あるいはどこの現場にも当てはまるようなものでなく、自らの経験や知識をその現場条件に適用させようとする工夫があるか。

【提出書類】

○簡易な施工計画（別記様式2号）

「任意提出」補足図面（任意様式A4用紙1枚）

工事の施工能力—企業的能力

工事成績（平均点）

- 工事成績（平均点）は、新潟市で採点します。
- 当初設計金額（税込）1,000万円以上の工事の工事成績評定点の平均点：a（小数点以下第4位四捨五入3位止）
- 対象とする期間及び工種は案件ごとに定める
- ・対象期間：現年度（公告の年度）を除く**過去5ヶ年度**（4月1日から4月30日は前々年度）、下記【A】工事成績評定点の対象期間を適用します。
 - ・対象工種：下記【B】発注する工（業）種と工事成績評定点の対象工（業）種のとおりです。
- JV工事の対象項目（出資比率20%以上の構成員を対象）

評価基準	特別簡易型		簡易型	配点 ランク
	地域型	実績型		
a：65点以上	$a \times 1 / 100$	$a \times 6 / 100$	$a \times 7 / 100$	2
a：65点未満（マイナス評価とする）	$(a-65) \times 1.0$	$(a-65) \times 1.0$	$(a-65) \times 1.2$	1
実績なし	0.000	0.000	0.000	0

【A】 工事成績評定点の対象期間

公告月日	工事成績評定点対象しゅん工年度
4月1日～4月30日	前々年度5か年間に竣工した工事
5月1日～翌年3月31日	前年度5か年間に竣工した工事

【B】 発注する工（業）種と工事成績評定点の対象工（業）種

発注する工（業）種等		工事成績評定点の対象工（業）種
工（業）種	種別等	
土木一式	下水道管更生	土木一式のうち下水道管更生のみ
	上記以外の種別①	下水道管更生を除く土木一式
とび・土工・コンクリート	とび・土工事 ②	①、②及び③の全て
	交通安全施設	交通安全施設
	解体	解体
鋼構造物	③	①、②及び③の全て
造園		造園
舗装		舗装
建築一式		建築一式
管		管
電気及び電気通信		電気及び電気通信
機械器具設置		機械器具設置
上記以外のその他の工（業）種		全ての工（業）種

【提出書類】

○なし

工事の施工能力－企業的能力

同種・類似工事の施工実績

- 対象期間は、しゅん工年度が現年度（公告日前日まで）及び**過去１５ヶ年度**です。
- 対象とする同種・類似工種は、入札公告に添付されている個別説明書の「技術評価に関する事項」＞「同種・類似工事」＞「企業としての施工実績」に記載する工事です。
- 施工実績は、元請業者としての工事实績のみが対象となり、それ以外の場合の施工実績は対象としません。
- ＪＶ工事の対象項目（出資比率２０％以上の構成員を対象）

評価基準	特別簡易型		簡易型	配点 ランク
	地域型	実績型		
国、都道府県又は政令指定都市等の発注工事の元請施工実績がある	－	1.0	2.0	2
上記以外の発注工事の元請施工実績がある	－	0.5	1.0	1
実績なし	－	0	0	0

【注意事項】

- ① 発注者が下記の場合は、配点ランク「２」に該当します。
- (1) 国（公立病院など管理運営主体が設立元の国の場合を含む）
 - (2) 都道府県
 - (3) 政令指定都市
 - (4) 高速道路株式会社（注）
 - (5) 独立行政法人通則法に定める独立行政法人（独立行政法人設立以前の公団を含む）
 - (6) 国立大学法人法に定める法人
 - (7) 日本下水道事業団
- （注）高速道路株式会社とは、高速道路株式会社法に定められている「東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路公株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社」のことをいいます。
- ② 発注者が財団法人や、土地改良区などの場合は、配点ランク「１」に該当します。
- ③ 設計と施工を一括で契約した工事は評価の対象としますが、発注者と工事の内容・仕様の確認ができる資料により配点ランクを適用します。

【提出書類】

- 工事名、発注機関、竣工年度、工事内容（構造・形式／規模・寸法等）が証明・確認できる資料
- 設計と施工を一括契約の場合は、仕様書などの発注者、工事の内容と仕様の判断ができる資料、及びコリンズ登録などの実施した工事内容の判断ができる資料

【添付資料の注意事項】

工事（工事内容・工事規模等）が同種・類似工事などの評価条件を満たすことを明確に断できる下記資料を、提出してください。

1 公共機関発注の場合は(1)とし、(1)の確認書がない場合は (2)又は(3)のいずれか

(1) ①（一財）日本建設情報総合センターに工事实績として登録（コリンズ登録）されている登録内容確認書（工事实績）

② ①の登録内容確認書で評価対象となる工事の規格・施工数量などが判断できないときは、①に加え変更設計の図面・数量表・内訳書など判読できるもの

(2) 発注機関が発行した「工事实績証明書」

注 写しで可。ただし、当該評価対象入札案件の公告日から過去1年以内に発行されたものに限り、ます。「工事实績証明」は、技術資料提出期間内に提出可能であることを予め確認しておいてください。

(3) 契約書等の写し

工事名、発注者、工期、請負者名、工事内容等が的確に判断できる契約書や図面等

2 公共機関以外の発注の場合は、(1)及び(2)の両方

(1) 契約書等の写し

工事名、発注者、工期、請負者名、工事内容等が的確に判断できる契約書や図面等

(2) 一括下請けがなかったことを証明する書類

・ 契約書に一括下請禁止事項がある場合は、契約書の写し

・ 契約書に一括下請禁止事項がない場合は、一括下請けを許可しなかったことを証明する発注者の証明書

工事の施工能力－企業的能力

優良工事表彰等

- 優良工事表彰等は、入札公告の工種（詳細は下記対応表参照）により、新潟市優良工事表彰の有無を評価の対象とします。
- 優良工事表彰等は、指定工種で新潟市優良工事表彰又は８５点以上の工事成績評点の有無を評価の対象とします。
- 指定工種は、入札公告に添付されている個別説明書の技術評価に関する事項「>「同種・類似工事」>「企業としての施工実績」に記載している工種です。
- 対象期間は現年度（公告日前日まで）及び**過去５ヶ年度**
- ＪＶ工事の対象項目（出資比率２０％以上の構成員を対象）

評価基準	特別簡易型		簡易型	配点 ランク
	地域型	実績型		
指定工種での優良工事表彰の受賞あり	－	1.0	1.0	2
指定工種での８５点以上の工事成績評定あり	－	0.5	0.5	1
受賞等なし	－	0.0	0.0	0

【注意事項】

- ①「下請負業者の表彰」は、優良工事表彰の対象としません。
- ② ８５点以上の工事成績評定点は、新潟市発注した工事のみが評価の対象です。
水道局及び市民病院が発注した工事については、評価の対象としません。
- ③ 新潟市優良工事表彰の受賞がなくとも、工事成績評定点が８５点以上の工事がある場合は、配点ランクは「１」に該当します。

対応表

表彰部門	工種等
土木一式	土木一式
橋梁	受賞した工種
下水道	土木一式
建築一式	建築一式
電気	電気
管	管

表彰部門	工種等
安全施設	とび・土工・コンクリート
ほ装	ほ装
維持補修	受賞した工種
造園	造園
区長推薦	受賞した工種

【提出書類】

○優良工事表彰

表彰状の写し、又は表彰年度、工事名、受賞部門を示したもの。

○８５点以上の工事成績

評定点がある場合は、当該工事の工事成績評定点通知書の写し

工事の施工能力－企業的能力

総合評価方式受注回数

○受注回数は、総合評価の型式（特別簡易型、簡易型、標準型、高度技術提案型）ごとに、入札公告で掲げる土木一式、建築一式、舗装、その他（前記３工種以外の工種）の４区分で算定します。

○ＪＶ工事の対象項目（出資比率２０％以上の構成員を対象）

評価基準	特別簡易型		簡易型	配点 ランク
	地域型	実績型		
受注実績が、無し	4.0	2.0	2.0	2
受注実績が、１回	2.0	1.0	1.0	1
受注実績が、２回以上	0.0	0.0	0.0	0

【注意事項】

- ①総合評価方式での受注実績とは、落札候補者になった回数です。
- ②入札公告と開札が年度を跨ぐ場合は、入札公告年度の回数に算入します。
- ③新潟市の水道局及び市民病院が発注した工事については、受注回数に含みません。
- ④複数案件に同一配置予定技術者での入札参加があり、開札日時の早い入札で落札候補者になった場合、「技術評価点自己評価表・配置予定技術者等記載欄・配置技術者の兼任予定」により配置予定技術者の兼任予定が「無し」の場合は、受注回数に数えず失格とし、受注実績に影響しません。

【提出書類】

○なし

工事の施工能力ー配置予定技術者の能力

配置予定技術者

- 配置技術者の「氏名」「コリンズ技術者ID」を記入してください。
- 兼任予定の欄から「予定あり」又は「予定なし」を選択してください。
- 補助技術者を配置する場合は、加点対象者を選択してください。

【注意事項】

(主任技術者および補助技術者)

- 配置技術者の専任を要する工事の場合、入札参加申込締切日時時点で雇用期間が3箇月未満の者は、配置予定技術者として認められません。
- 監理技術者を補佐する者は該当しません。
- 「氏名」の記入のない場合は、「配置予定者の能力」の加点はありません。
- 兼任予定欄に「予定なし」を選択し、記載された配置予定技術者が他工事で落札候補者となった場合は、自動的に失格となり、評価項目「総合評価方式受注回数」の対象外となります。
- 落札候補者となり、技術資料提出時に配置予定技術者を変更する場合は、配置予定技術者として同等の加点された能力(合計点)が必要です。

工事の施工能力－配置予定技術者の能力

国家資格

- 配置予定技術者が有する「入札公告」の工事を施工しうる国家資格を、評価の対象とします。
- 配置予定技術者が有する国家資格の評価の基準日は、入札参加申込締切日です。
- 国家資格には、建設業法第27条第1項に規定する「技術検定」における「1級」若しくは「2級」の国家資格、建築士法に規定する「建築士」又は技術士法に規定する「技術士」のみが該当します。
- その他の資格については、「上記以外の資格」として取扱います。
- 解体工事の場合、解体工事施工技士は1級と同等の資格と見なし、配点ランクは「2」とします。

評価基準	特別簡易型		簡易型	配点 ランク
	地域型	実績型		
工事を施工しうる国家資格を有する者のうち、1級の国家資格を有する者又は技術士の資格を有する者	—	1.0	1.0	2
工事を施工しうる国家資格を有する者のうち、2級の国家資格を有する者	—	0.5	0.5	1
上記以外の資格	—	0.0	0.0	0

【注意事項】

- ① 配置予定技術者とは、「自己評価表」に記入する主任（監理）技術者、補助技術者（専任補助者）のことです。
- ② 入札参加申込締切日時時点で雇用期間が3ヶ月未満の方は、配置予定技術者として認められません。
- ③ 配置予定技術者の兼任は、契約課発令和7年3月19日付「現場代理人及び技術者等の適正配置について（一部改正）」に記載している要件を満たしていれば可能です。
- ④ 「自己評価表」に、配置予定技術者として認められない者が記載され評価できない場合、又は配置予定技術者が記載されていない場合は、その入札は失格とします。
- ⑤ 実際の施工に当たって「自己評価表」に記載した配置予定技術者の工事途中の変更を行った場合は、当初予定していた配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければなりません。

○受注者の責により配置予定技術者（加対象者）の自己評価の配点ランクが満足できない場合は、実施要領第19条第2項に基づく運用基準9(2)により工事成績評定点を次のとおり減点します。

減点値＝8点×（ $\alpha - \gamma$ ）／ α （小数点以下第1位四捨五入整数止）

α ：落札時の「配置予定技術者の能力」に係る技術評価点

γ ：達成度合いに応じて「配置予定技術者の能力」に係る得点を再計算した技術評価点

※8点：新潟市工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意相当

【提出書類】

- (1) 工事を施工しうる法定資格等を証明する書類の写し
- (2) 雇用期間が3ヶ月以上となることを証明する①又は②の写し
 - ① 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
 - ② 健康保険被保険者証

工事の施工能力－配置予定技術者の能力

同種工事の工事成績

- 配置予定技術者が従事した同種工事の工事成績評定点を、評価の対象とします。
- 工事成績評定点は、新潟市が発注した工事のみを評価の対象とします。
ただし、水道局及び市民病院が発注した工事については、評価の対象としません。
- 対象期間は現年度（公告の年度）を除く**過去15ヶ年度**を適用します。
- 対象とする同種工種は、入札公告に添付されている個別説明書の「技術評価に関する事項」＞「同種工事」に記載する工事です。

評価基準	特別簡易型		簡易型	配点 ランク
	地域型	実績型		
85点以上	—	2.0	2.0	3
83点以上85点未満	—	1.5	1.5	2
81点以上83点未満	—	1.0	1.0	1
実績なし	—	0.0	0.0	0

【注意事項】

- ① 入札参加申込締切日時時点で雇用期間が3ヶ月未満の方は、配置予定技術者として認められません。
- ② 配置予定技術者が元請の「主任技術者」、「監理技術者」、「補助技術者」、「監理技術者補佐」又は「現場代理人」として従事した場合のみ、評価の対象とします。
- ③ 工場製作のみに係る技術者として従事した工事の実績は、評価の対象外とします。
- ④ 配置予定技術者が契約工期（中止期間がある場合、中止期間を除く。また、契約工期内に工事検査合格通知を受けた場合はその通知日までを契約工期とする。以下同様。）の全てに従事、又は途中交代したが契約工期の2／3以上に従事した工事を評価の対象とします。
- ⑤ 受注者の責により配置予定技術者（加対象者）の自己評価の配点ランクが満足できない場合は、実施要領第19条第2項に基づく運用基準9(2)により工事成績評定点を次のとおり減点します。

減点値＝8点×（ $\alpha - \gamma$ ）／ α （小数点以下第1位四捨五入整数止）

α ：落札時の「配置予定技術者の能力」に係る技術評価点

γ ：達成度合いに応じて「配置予定技術者の能力」に係る得点を再計算した技術評価点

※8点：新潟市工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意相当

【提出書類】

- 工事成績評定通知書の写し
- （一財）日本建設情報総合センターに工事实績として登録（コリンズ登録）されている登録内容確認書（工事实績）
- 補助技術者（専任補助者）として従事した市発注工事の施工実績や工事成績を、配置予定技術者の実績として評価を希望した場合にあっては、「工事着手届、現場代理人、主任技術者等決定・変更届」の写し

工事の施工能力－配置予定技術者の能力

同種・類似工事の施工実績

- 配置予定技術者の施工実績を評価するもので、入札参加申込みをした企業以外に所属していた時の同種・類似工事も評価の対象とします。
- 対象期間は、しゅん工年度が現年度（公告日前日まで）及び**過去15ヶ年度**です。
- 対象とする同種・類似工種は、入札公告に添付されている個別説明書の「技術評価に関する事項」＞「同種・類似工事」＞「企業としての施工実績」に記載する工事です。
- 施工実績は、元請業者としての工事实績のみが対象となり、それ以外の場合の施工実績は対象としません。

評価基準	特別簡易型		簡易型	配点 ランク
	地域型	実績型		
国、都道府県又は政令指定都市等の発注工事の元請施工実績がある	—	2.0	2.0	2
上記以外の発注工事の元請施工実績がある	—	1.0	1.0	1
実績なし	—	0.0	0.0	0

【注意事項】

- ① 発注者が下記の場合は、配点ランク「2」に該当します。
- (1) 国（公立病院など管理運営主体が設立元の国の場合を含む）
 - (2) 都道府県
 - (3) 政令指定都市
 - (4) 高速道路株式会社（注）
 - (5) 独立行政法人通則法に定める独立行政法人（独立行政法人設立以前の公団を含む）
 - (6) 国立大学法人法に定める法人
 - (7) 日本下水道事業団
- （注）高速道路株式会社とは、高速道路株式会社法に定められている「東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路公株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社」のことをいいます。
- ② 発注者が財団法人や、土地改良区などの場合は、配点ランク「1」に該当します。
- ③ 設計と施工を一括で契約した工事は評価の対象としますが、発注者と工事の内容・仕様の確認ができる資料により配点ランクを適用します。
- 受注者の責により配置予定技術者（加対象者）の自己評価の配点ランクが満足できない場合は、実施要領第19条第2項に基づく運用基準9(2)により工事成績評定点を次のとおり減点します。

$$\text{減点値} = 8 \text{ 点} \times (\alpha - \gamma) / \alpha \quad (\text{小数点以下第1位四捨五入整数止})$$

α ：落札時の「配置予定技術者の能力」に係る技術評価点

γ ：達成度合いに応じて「配置予定技術者の能力」に係る得点を再計算した技術評価点

※ 8 点：新潟市工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意相当

【提出書類】

- 工事名、発注機関、竣工年度、工事内容（構造・形式／規模・寸法等）が証明・確認できる資料
- 設計と施工を一括契約の場合は、仕様書などの発注者、工事の内容と仕様の判断ができる資料、及びコリnz登録などの実施した工事内容の判断ができる資料

【添付資料の注意事項】

工事（工事内容・工事規模等）が同種・類似工事などの評価条件を満たすことを明確に断できる下記資料を、提出してください。

1 公共機関発注の場合は(1)とし、(1)の確認書がない場合は (2)又は(3)のいずれか

(1) ①（一財）日本建設情報総合センターに工事实績として登録（コリnz登録）されている登録内容確認書（工事实績）

② ①の登録内容確認書で評価対象となる工事の規格・施工数量などが判断できないときは、①に加え変更設計の図面・数量表・内訳書など判読できるもの

(2) 発注機関が発行した「工事实績証明書」

注 写しで可。ただし、当該評価対象入札案件の公告日から過去1年以内に発行されたものに限ります。「工事实績証明」は、技術資料提出期間内に提出可能であることを予め確認しておいてください。

(3) 契約書等の写し

工事名、発注者、工期、請負者名、工事内容等が的確に判断できる契約書や図面等

2 公共機関以外の発注の場合は、(1)及び(2)の両方

(1) 契約書等の写し

工事名、発注者、工期、請負者名、工事内容等が的確に判断できる契約書や図面等

(2) 一括下請けがなかったことを証明する書類

- ・ 契約書に一括下請禁止事項がある場合は、契約書の写し
- ・ 契約書に一括下請禁止事項がない場合は、一括下請けを許可しなかったことを証明する発注者の証明書

地域・社会貢献度

Made in 新潟等新技術の活用

- Made in 新潟等新技術の活用は、現場条件に適合したMade in 新潟及びNETIS等新技術の活用を提案した場合に評価の対象となります。
- 設計図書で指定されているもの、活用の目的、効果、条件等から不適切な場合、活用の必要性の無いものは評価の対象になりません。

評価基準	簡易型特別簡易型		簡易型	配点 ランク
新技術の活用が2技術以上あり（活用目的が本工事に合致し、現場条件に適合するもの）	0.50	0.50	0.50	2
新技術の活用が1技術以上あり（活用目的が本工事に合致し、現場条件に適合するもの）	0.25	0.25	0.25	1
上記以外	0.00	0.00	0.00	0

【注意事項】

「Made in 新潟等新技術の活用」により加点されたが、注受注者の責により新技術の活用されなかった場合は、工事成績評定の減点をおこないます。

減点値 = $8 \text{ 点} \times (\alpha - \gamma) / \alpha$ （小数点以下第1位四捨五入整数止）

α ：落札時の「新技術の活用」に係る技術評価点

γ ：達成度合いに応じて「新技術の活用」に係る得点を再計算した技術評価点

※ 8 点：新潟市工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意相当

【提出書類】

○ 下記の内容を記載した資料を提出します。

- ・登録番号
- ・新技術名称
- ・有効期限

地域・社会貢献度

災害時活動協力・活動実績

- 災害時活動協力は、公共施設の被害調査、応急対策、応急復旧を目的とする新潟市長との協定の有無を評価の対象とします。
- 災害時等の活動実績については、緊急性を要し新潟市から指示書等で対応した活動および災害協定により出動した実績を評価の対象とします。
- JV工事の対象項目（出資比率20%以上の構成員を対象）

評価基準	特別簡易型		簡易型	配点 ランク
	地域型	実績型		
工事施工場所と同一区内での災害時応援協定の締結実績あり、かつ10ケ年度（当該年度含む）に災害時等の活動実績がある。（同一区）	2.0	1.0	1.0	5
工事施工場所と同一区内でないが災害時応援協定の締結実績あり、かつ10ケ年度（当該年度含む）に災害時等の活動実績がある。（他区、全市）	1.6	0.8	0.8	4
災害時応援協定の締結実績はあるが、活動実績はない。（同一区、他区、全市）	1.2	0.6	0.6	3
災害時応援協定の締結はないが、新潟市からの要請による活動実績がある。（全市）	0.8	0.4	0.4	2
災害時応援協定の締結はないが、新潟市において、国、新潟県、旧公団からの要請による活動実績がある。（全市）	0.4	0.2	0.2	1
上記以外	0.0	0.0	0.0	0

【注意事項】

- ①「協定書」等で災害活動の対象の位置が2区以上にまたがっている場合は、「協定書」等を取り交わした所管課の属する区が対象となります。
- ②「協定書」等を2つの区と取り交わしている場合は、2つの区が対象となります。

【提出書類】

- 新潟市と協定を締結している場合は、「協定書」等の写し
- 「協定書」等によるパトロール等により、実動をおこなった場合は日にちとルート図
- 「緊急修繕工事等通知書」「応急修理実施連絡書」又は「応急修理実施連絡書

地域・社会貢献度

除雪委託契約

- 道路区域における道路除雪（歩道等の除雪を含む）又は融雪剤散布の委託契約を評価の対象とします。
- 評価の対象とする除雪機械とは、除雪グレーダ、除雪ドーザ、スノーローダ、ショベルローダ、タイヤショベルなどの建設機械、又は融雪材散布車両をいいます。
- 除雪委託契約の除雪場所、工事施工場所の区、及び除雪機械の貸与の有無により評価の配点ランクを選択します。
- 協定締結の対象期間は、現年度（公告日前日まで）及び過去3ケ年度内です。
- J V工事の対象項目（出資比率20%以上の構成員を対象）

評価基準		特別簡易型		簡易型	配点 ラン
		地域	実績型		
工事施工場所と同一区	除雪機械の貸与なし	2.00	2.00	—	3
	除雪機械の貸与あり	1.60	1.60	—	2
工事施工場所と異なる区	除雪機械の貸与なし	1.60	1.60	—	2
	除雪機械の貸与あり	1.28	1.28	—	1
契約実績なし		0.00	0.00	—	0

【注意事項】

- ①除雪機械の貸与とは、新潟市からの貸与です。
- ②国・県道の除雪契約で複数の区にまたがっている契約については、除雪路線の延長距離が一番長い区を除雪場所とします。ただし、1区内の延長距離が5 km以上あれば、その区も除雪場所とみなします。
- ③一つの委託契約において、自社の除雪機械と新潟市から貸与を受けた除雪機械の双方を使用する場合は、新潟市から除雪機械の貸与を受けないものとして評価します。

【提出書類】

- 委託契約書の写し
- 委託契約の除雪場所が工事施工場所と同一区内の場合は、除雪場所が分かる図面等の写し

地域・社会貢献度

地域内拠点

- 地域内拠点は、入札参加者名簿に登録されている本社（本店）の所在地で評価します。
- 基準日は、入札参加申込締切日です。
- J V工事の対象項目（出資比率20%以上の構成員を対象）

評価基準	特別簡易型		簡易型	配点 ランク
	地域型	実績型		
本社（本店）が工事施工場所と同一区内に存在する	2.00	0.50	－	2
本社（本店）が上記以外の新潟市内に存在する	1.00	0.25	－	1
本社（本店）が新潟市内に存在しない	0.00	0.00	－	0

【提出書類】

- なし

地域・社会貢献度

新潟市消防団協力事業所

- 「新潟市消防団協力事業所表示制度実施要綱」に基づいて認定された新潟市消防団協力事業所表示証の交付の有無を評価の対象とします。
- 基準日は、公告日です。
- J V工事の対象項目（出資比率20%以上の構成員を対象）

評価基準	特別簡易型		簡易型	配点 ランク
	地域型	実績型		
新潟市消防団協力事業所表示証が交付されている	2.0	0.5	－	1
上記以外	0.0	0.0	－	0

【提出書類】

- 消防団協力事業所表示証の写し

地域・社会貢献度

ボランティア活動

- ボランティア活動は、新潟市内の道路、公園、河川、海岸、潟等の公共空間で行う清掃活動や植樹活動等の直接的な環境美化・環境保全活動を評価の対象とします。
- 自社が主体となり企業として行った、又はボランティア団体等に企業として所属し行ったボランティア活動を評価の対象とします。
- ボランティア団体等とは、地域に寄与する上記「新潟市内の道路、公園、河川、海岸、潟等の公共空間で行う清掃活動や植樹活動等の直接的な環境美化・環境保全活動」について、定款や会則に活動内容を示している団体とします。
- 対象期間は、現年度(公告日前日まで)及び**過去3ヶ年度**の間です。
- JV工事の対象項目（出資比率20%以上の構成員を対象）

評価基準	特別簡易型		簡易型	配点 ランク
	地域型	実績型		
ボランティア活動の実績がある	2.0	0.5	0.5	1
上記以外	0.0	0.0	0.0	0

【評価の対象としない事例】

次の事例は評価の対象としません。

- ① 工事周辺の一時的・臨時的な清掃活動など
- ② 廃品回収活動
- ③ 防犯活動
- ④ 防災訓練
- ⑤ 赤い羽共同募金、献血推進活動などの福祉的な活動
- ⑥ 自治会への会費の納入や神社への寄付など金銭的な支援行為など
- ⑦ 祭り等のイベント開催後の後始末に含まれる清掃活動など
- ⑧ 学校の敷地内の活動（不特定多数のものが自由に出入りもしくは利用できないため）

【提出書類】

- 団体の活動内容が明記されているもの（定款や会則など）
- 団体（活動の主催者）が企業として活動に参加したことを証明したもの

地域・社会貢献度

市内企業の活用

○市内企業の活用は、受注者の施工体制において、公告案件に対する市内企業の活用割合を評価の対象とします。

○市内企業が施工する工事費は、市内に本社（本店）が所在する元請と一次下請が施工する工事費の総額で、各々の工事費は、当該元請の自社施工工事費と当該一次下請合計工事費です。

$$\text{上記割合（％）} = (\text{元請の契約金額} - \text{市外企業が施工する工事費の合計}) / (\text{元請の契約金額})$$

○基準日は、入札参加申請締切日です。

評価基準	特別簡易型	簡易型	配点 ランク
自社及び一次下請の施工において、市内本社(本店)の企業の工事費総額が、請負金額の 80 % 以上である	2.00	1.00	4
上記の工事費総額が、請負金額の 70 % 以上である	1.50	0.75	3
上記の工事費総額が、請負金額の 60 % 以上である	1.00	0.50	2
上記の工事費総額が、請負金額の 50 % 以上である	0.50	0.25	1
上記に該当しない	0.00	0.00	0

【注意事項】

受注者の責により「市内企業の活用」の自己評価の配点ランクが満足できない場合は、実施要領第19条第2項に基づく運用基準9(3)により工事成績評定点を次のとおり減点します。

$$\text{減点値} = 8 \text{ 点} \times (\alpha - \gamma) / \alpha \text{ (小数点以下第 1 位四捨五入整数止)}$$

α : 落札時の「市内企業の活用」に係る技術評価点

γ : 達成度合いに応じて「市内企業の活用」に係る得点を再計算した技術評価点

※ 8 点 : 新潟市工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意相当

【提出書類】

○なし

持続可能な建設業への取組み

ＩＣＴ活用工事の取組み・実績

- 実績の対象期間は、しゅん工年度が現年度（公告日前日まで）及び過去５ヶ年度です。
- 新潟市が発注した工事のみを評価の対象とします。
- 設計書にＩＣＴ活用工事に関する特記仕様書の添付されており、本工事を「新潟市ＩＣＴ活用工事における実施要領」により実施する工事を評価の対象とします。
- ＪＶ工事の対象項目（出資比率２０％以上の構成員を対象）

評価基準	特別簡易型および簡易型	配点 ランク
本工事を「ＩＣＴ活用施工」として実施し、かつ、完了した「ＩＣＴ活用工事」の実績がある	0.5	3
本工事を「ＩＣＴ建機による施工」として実施し、かつ、本工事と同工種の完了した「ＩＣＴ活用工事」の実績がある	0.4	2
本工事を「ＩＣＴ建機による施工」として実施し、かつ、完了した「ＩＣＴ活用工事」の実績はない	0.3	1
上記以外	0.0	0

【注意事項】

- ①「ＩＣＴ活用工事」の実績のみの加点はありません。
- ②受注者の責により「ＩＣＴ活用工事」を活用できない場合又は「ＩＣＴ活用施工」を申請して加点評価されたが、受注者の責により「ＩＣＴ建機による施工」しか実施されなかった場合は、工事成績評定の減点を おこないます。

減点値＝８点×（ $\alpha - \gamma$ ）／ α （小数点以下第１位四捨五入整数止）

α ：落札時の「ＩＣＴ活用工事の取組み」に係る技術評価点

γ ：達成度合いに応じて「ＩＣＴ活用工事の取組み」に係る得点を再計算した技術評価点

※８点：新潟市工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意相当

【提出書類】

- ＩＣＴ施工に関する協議書又は打合せ簿

持続可能な建設業への取組み

ワークライフバランスの推進

○下記の制度に基づく認定等の有無を評価します。

- ①にいがた健康経営推進企業（新潟県）
- ②えるぼし認定（厚労省 女性活躍推進法）
- ③くるみん認定（厚労省 次世代育成支援対策推進法）
- ④ユースエール認定（厚労省 若者雇用促進法）
- ⑤育児休業制度及び介護休業制度は、入札参加者名で取得又は登録した公告日現在において有効な登録又は認定規定の有無の有無を評価の対象とします。
- ⑥新潟市働きやすい職場づくり推進賞は新潟市働きやすい職場づくり推進企業表彰要綱に基づき、直近2回に表彰を受けた場合に評価の対象とする。
- ⑦新潟市健康経営認定（ゴールドクラス・シルバークラスのみ）
- ⑧新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度（ニール）新潟県

○基準日は、公告日です。

○JV工事の対象項目（出資比率20%以上の構成員を対象）

評価基準	特別簡易型および簡易型	配点 ランク
いずれか2つ以上の認定等がある	0.50	2
いずれか1つ以上の認定等がある	0.25	1
上記以外	0.00	0

【注意事項】

有効期限が公告日より前のものや認証を受けた者（部署）と入札参加者が異なる場合、配点ランクは「0」です。

【提出書類】

- ①にいがた健康経営推進企業については「にいがた健康経営推進企業登録証」の写し
- ②えるぼし認定、③くるみん認定、④ユースエール認定については登録業者一覧の写し
- ⑤育児休業制度及び介護休業制度の規定については、労働基準監督署に提出し受付印が押印されている育児休業制度および介護休業制度の規定がある就業規則就業規則の写し
- ⑥新潟市働きやすい職場づくり推進賞については表彰状等の写し
- ⑦新潟市健康経営認定については、ゴールドクラス又はシルバークラス「新潟市健康経営認定通知書」の写し
- ⑧新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度については、認定証の写し

持続可能な建設業への取組み

技術の継承（50歳未満の技術者の配置）

- 50歳未満の配置技術者（主任技術者、監理技術者、特例監理技術者）を配置する場合に評価の対象とします。
- 基準日は、公告日現在です。

評価基準	特別簡易型および簡易型	配点 ランク
50歳未満の配置技術者の配置	0.50	1
上記以外	0.00	0

【注意事項】

「技術の継承」により加点されたが、注受注者の責により50歳未満の技術者が配置されなかった場合は、工事成績評定の減点を おこないます。

減点値 = $8 \text{ 点} \times (\alpha - \gamma) / \alpha$ （小数点以下第1位四捨五入整数止）

α ：落札時の「技術の継承」に係る技術評価点

γ ：達成度合いに応じて「技術の継承」に係る得点を再計算した
技術評価点

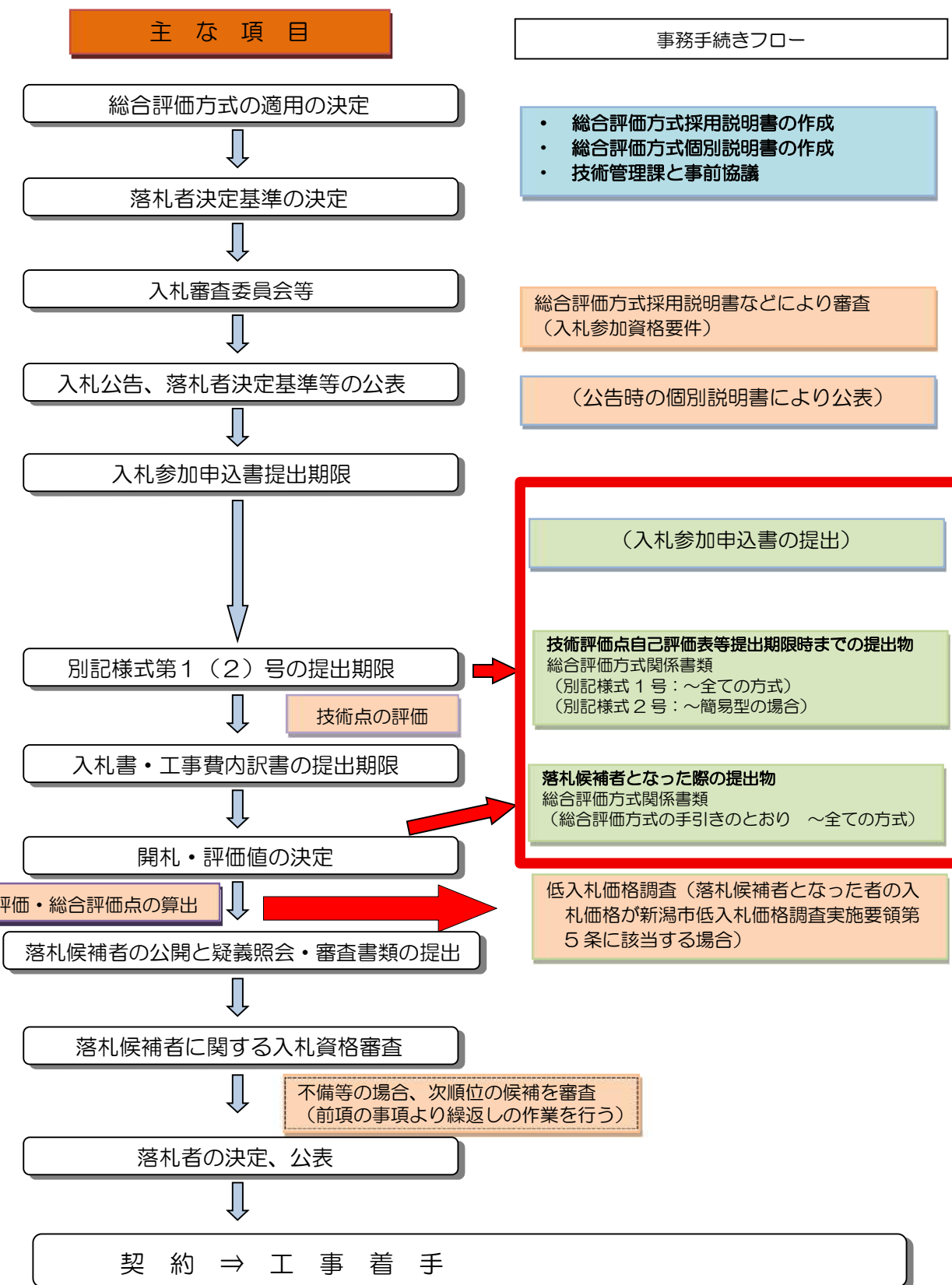
※8点：新潟市工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意相当

【提出書類】

- 生年月日の確認できる各証明書の写し

標準的な実施スケジュール

本市における総合評価方式の標準的な実施スケジュールは、概ね以下のとおりです。



電子申請（システム）について

総合評価方式における提出資料の作成及び提出方法については、新潟市建設工事総合評価方式実施要領で定めています。

当該提出資料については、下記のとおりです。

電子申請システムで提出するもの

技術評価点自己評価表	別記様式1号
簡易な施工計画	別記様式2号
技術提案書	別記様式3号

（１）電子申請の方法

新潟市のホームページの【トップページ＞産業・経済・ビジネス＞土木・建築＞建設工事総合評価方式】で新潟市オンライン申請システム（e-NIIIGATA）へ（外部サイト）をクリックすると、



の画面に進みます。下へスクロールして申請できる手続き一覧より手順をお願いします。

（２）電子申請システムに係るシステム障害時等の取扱い

総合評価方式において、これまで電子申請システムや電子認証に不具合が生じた際（申請者側に電子認証の不具合があることが明らかな場合を除く）には、関係課と協議しながら、電子申請期間の変更、又は紙ベースによる技術評価自己評価表や簡易な施行計画などの技術資料提出を認めてきました。

電子申請システム又は電子認証に不具合が発生し、下記に掲げるいずれかに該当する場合は、紙ベースによる技術資料の提出を認めております。

電子申請システムで提出するもの

①	電子申請を行うためのＩＣカードが失効、破損、閉塞等で使用できなくなった場合で、ＩＣカードの再発行の申請予定又は申請中の場合。
②	有資格業者側の不測のシステム障害により締切に間に合わない場合。
③	その他各発注部局において、紙申請を行うことがやむを得ないと認められる場合。

【手続きについて】

上記障害が発生した場合の手続きについては、財務部契約課所管の「電子入札システムにかかるシステム障害時等の取扱い」による方法を準用し、契約部署からＦＡＸで発行される「承諾について」の写しを技術管理課に原則持参することとしておりますが、電子入札システムでは不具合がなく電子申請システムで不具合がある場合、契約部署の「承諾について」によらない場合の手続きとし、以下のとおりこのお知らせをもって取り扱うこととします。

1. 総合評価方式における紙申請方式参加承諾願（別紙）等を技術管理課に提出します

- ・入札公告に記載の**技術評価点自己評価表提出締切日の午後５時まで**に、原則持参により技術管理課に提出してください。
午後５時を過ぎた場合は、承諾の手続きはできません。
- ・上記承諾願、技術評価点自己評価表、簡易な施工計画（簡易型の場合）、補完図面等（簡易型の場合）のそれぞれに必要事項を記入し、印刷した書類を**1部**提出してください。
- ・承諾（又は不承諾）については、技術管理課より、その場で当該承諾願に受付印を押し、受付日時などを記入しコピーをお渡しします。

2. 注意事項

- ・紙申請については、**電子申請と同様に内容の審査は一切行ないません。**
- ・有効・無効の取扱いについては、電子申請と同様にお知らせしません。
- ・技術評価点自己評価表等の記載内容により、電子申請した際と同様に失格になる場合があります。

総合評価方式における紙申請方式承諾願

記載例

令和〇年〇〇月〇〇日

新潟市長

住 所 新潟市〇〇区〇〇1-1-1
商号又は名称 〇〇建設 株式会社
代表者氏名 代表取締役
電 話 番 号 000-0000-0000

業 者 番 号

0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

競争入札参加者名簿にある業者コードを
入力してください。

持参者
氏名 〇〇 〇〇

下記工事の入札参加資格要件を満たしていますが、総合評価方式における電子申請システムを利用し
て申請できないため、紙申請方式での申請を承諾いただきますようお願いいたします。

記

1 入札案件

発 注 部 署	① : 〇〇課	公告年月日	② : 令和〇年〇月〇日
案 件 番 号	③ : 202XXXXXXX	工 事 番 号	④ : 〇〇第〇号
工 事 名	⑤ : 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事		
電子申請システムを利用できない理由	(例1) 電子申請するための IC カードが失効したため (例2) 不測のシステム障害により締切に間に合わないため		
提出書類	☒ 技術評価点自己評価表 別記様式1号 1部 ・ 簡易な施工計画書 (簡易型の場合) 別記様式2号 1部 ・ 補完図書等 (簡易型の場合) 任意様式A4 1部 ・ 技術提案書 (標準型の場合) 別記様式3号 1部		

以下は、市側の処理欄ですので、記入は不要です。

令和 年 月 日 時 分 受取者

上記について 承諾します ・ 承諾しません

新潟市都市政策部 技術管理課